

四日市市教委告示第28号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市桜運動施設の指定管理者を次のように定める。

平成27年12月28日

四日市市教育長 葛西 文雄

- 1 指定日 平成27年12月24日
- 2 公の施設名 四日市市桜運動施設
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名称 四日市市体育協会グループ
 - (2) 所在地 三重県四日市市日永東一丁目3番21号
- 4 指定期間 平成28年4月1日 から 平成31年3月31日

(教育委員会スポーツ課)